

公募株式投資信託課税の見直し案

【現 行】

	収益分配金	譲渡損益
公社債	20%源泉分離課税 (利子並み課税)	- 譲渡益は非課税 - 譲渡損はないものとみなす
公社債投資信託		
株式投資信託	原則総合課税	申告分離課税
公募		
私募		
ETF等		
株式		

【見直し案】

	収益分配金	譲渡損益
公社債	20%源泉分離課税 (利子並み課税)	- 譲渡益は非課税 - 譲渡損はないものとみなす
公社債投資信託		
株式投資信託	20%源泉徴収 (申告不要) (注)	申告分離課税
公募		
私募		
ETF等		
株式		

(注) 総合課税(配当控除適用)の選択可

【現 行】

- ① 収益分配金に対し、20%の源泉分離課税
(いわゆる「利子並み」課税)
- ② 償還(解約)損 の通算不可

【H 16. 1～】

- ① 収益分配金に対し、20%の源泉徴収(申告不要)

H 16. 1～H 20. 3
 源泉徴収税率 20% → 10%
- ② 償還(解約)損 と 株式譲渡益 との通算可